

畜 号 外
令和3年11月10日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会会長

様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制
の強化について

このことについて、農林水産省から別添のとおり、通知がありましたので、お知らせし
ます。

つきましては、養鶏場に立ち入る際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御
配慮願います。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ホームページに掲載されておしま
す。

農林水産省ホームページ

ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



【振興・衛生担当（佐藤） TEL019-629-5729】

岩手県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について

本日、秋田県内の鶏飼養農場において死亡鶏が増加した旨、秋田県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、遺伝子検査を実施したところ、本日、H5亜型のウイルスが検出されました。このことから、防疫指針に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和3年9月10日付け3消安第3060号農林水産省消費・安全局長通知）等により、万全を期すようお願いしているところです。本事例は、令和3年度シーズンにおける国内初の家きんでの発生事例となりますので、引き続き、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、特に、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再確認、③ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策の徹底、④農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底について、指導又は助言を実施するようお願いします。

特に、防疫指針第4の1の（1）にあるとおり、家きんの所有者等から異常家きんの通報を受けた場合には、万一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確な初動対応の実施につき、遺漏なきよう改めてお願いします。

併せて、先月実施した家きん飼養農場における一斉点検においては、飼養衛生管理基準の不遵守の農場を認める状況であるため、遵守できていない項目について早急な改善が図られるよう指導をお願いします。

（農林水産省ウェブサイトの一斉点検結果の公表ページ）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r3_hpai_kokunai.html

農林水産省

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

プレスリリース

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

[Tweet](#)

印刷

令和3年11月10日
農林水産省

本日（11月10日（水曜日））、秋田県横手市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：秋田県横手市

飼養状況：採卵鶏(約14.3万羽)

2. 経緯

(1) 昨日（11月9日（火曜日））、秋田県は、同県横手市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

(2) 同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

(3) 本日（11月10日（水曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養家さんの殺処分及び焼埋却、
- (2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- (3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 政務を秋田県に派遣する等により、秋田県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の課長補佐級職員を現地に派遣。
6. 秋田県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

(1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

[総理指示\(PDF : 54KB\)](#)

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンクについて・著作権](#)

[免責事項](#)

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。